

行政機能の分類について（案）

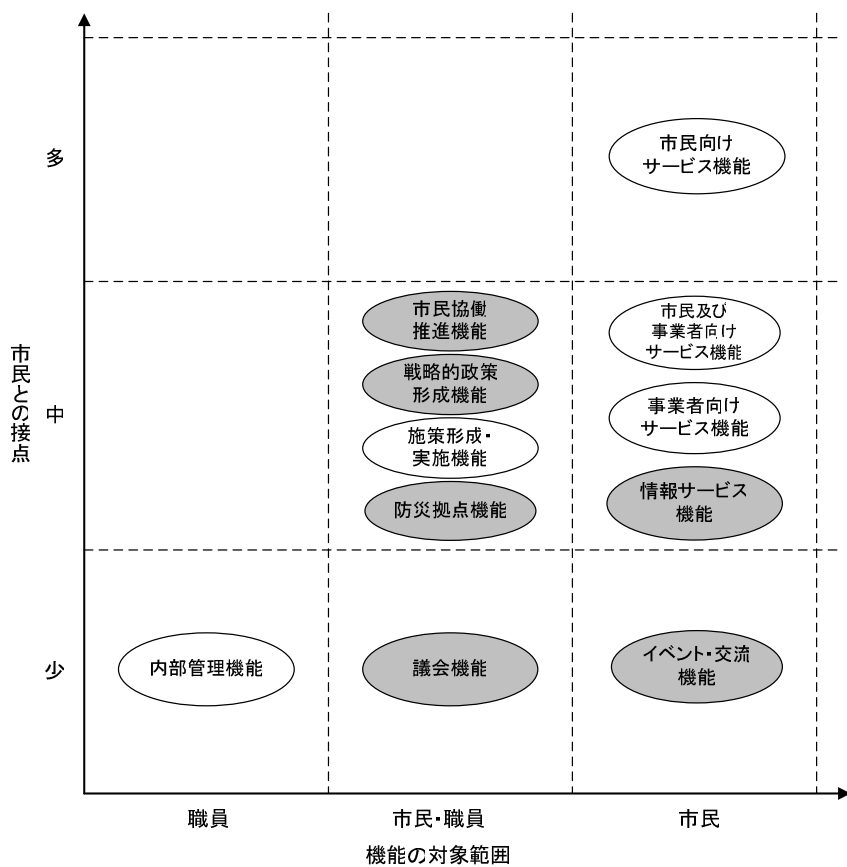
1. 行政機能の定義及び分類

次表は、行政機能を大分類（11分類）したものです。

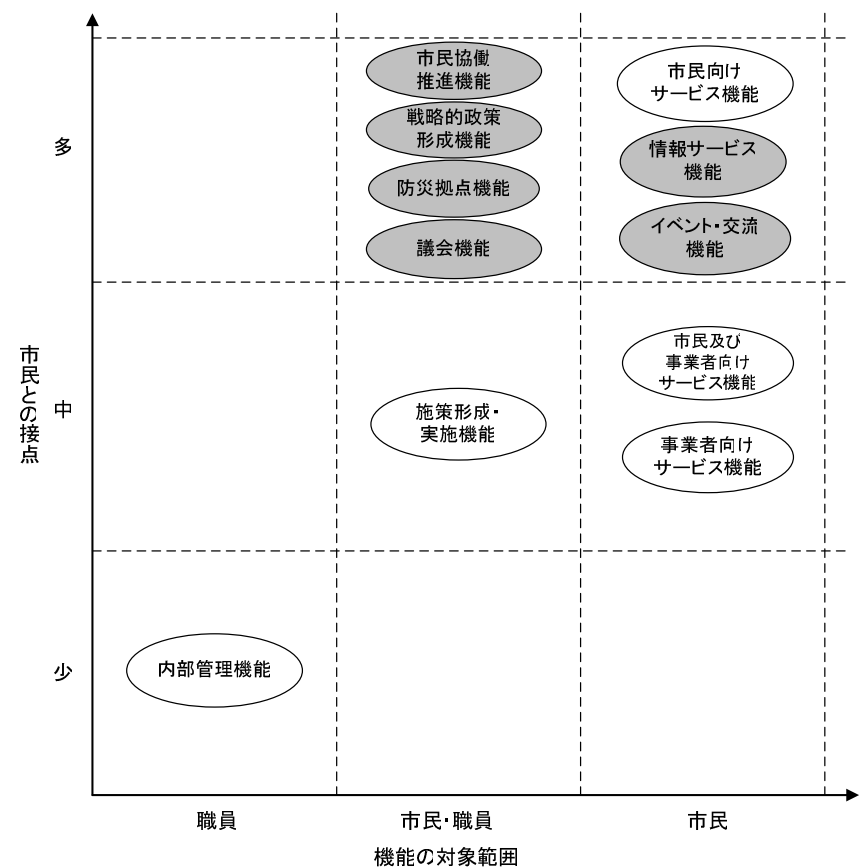
大分類機能	市民との接点による分類						機能の説明
	現状			移転後			
	多	中	少	多	中	少	
(1) 市民向けサービス機能	○			○			戸籍、住民異動、税金、福祉、教育など主として一般市民を対象に、各種申請・届出の受付や相談等を行う機能
(2) 事業者向けサービス機能		○			○		産業振興、制度融資など主として事業者を対象に、各種申請・届出の受付や相談等を行う機能
(3) 市民及び事業者向けサービス機能		○			○		環境、建築、土木など市民・事業者の両方を対象に、各種申請・届出の受付や相談等を行う機能
(4) 施策形成・実施機能		○			○		各部局において、市政の様々な課題に対応する施策を形成する機能及び事業を実施する機能
(5) 戦略的政策形成機能		○		○			地方分権を担う基礎的自治体として、長岡市全体の戦略的かつ総合的政策立案、政策調整等を行う機能
(6) 議会機能			○	○			本議会や委員会の開催及びこれらの運営に関連する業務を行う機能
(7) 内部管理機能			○			○	人事、財政、行政管理など主として内部管理系の業務を行う機能
(8) 防災拠点機能		○		○			災害予防と減災対策を行いながら、災害時には災害対策本部としての司令塔を担う機能
(9) 情報サービス機能		○		○			市民向けに各種情報の収集・提供を行う機能（広報広聴を含む）
(10) 市民協働推進機能		○		○			NPOなどとの連携を図り協働する機能
(11) イベント・交流機能			○	○			表彰式、壮行会など市の行事を開催し、市民の交流を深める機能

2. 市民との接点と対象者を軸とした分布

現状



将来



○現状の幸町市役所において、横軸に上表で分類した行政機能を享受する主な対象が「職員」「市民・職員」「市民」のいずれに該当するのか、縦軸に各行政機能が市民との接点（直接的に接する場面）が「多い」「中間」「少ない」のいずれに該当するのかを表したものです。

○中心市街地への移転を契機に、新しい市役所として求められる行政機能の配置の考え方について、市民との接点の期待度（市役所のあり方）から分布させたものです。

○便利で垣根のない開かれた市役所を実現するには、厚生会館地区へ「市民向けサービス機能」、「情報サービス機能」、「イベント・交流機能」、「市民協働推進機能」、「議会機能」などを優先的に配置する必要性が高いと考えます。